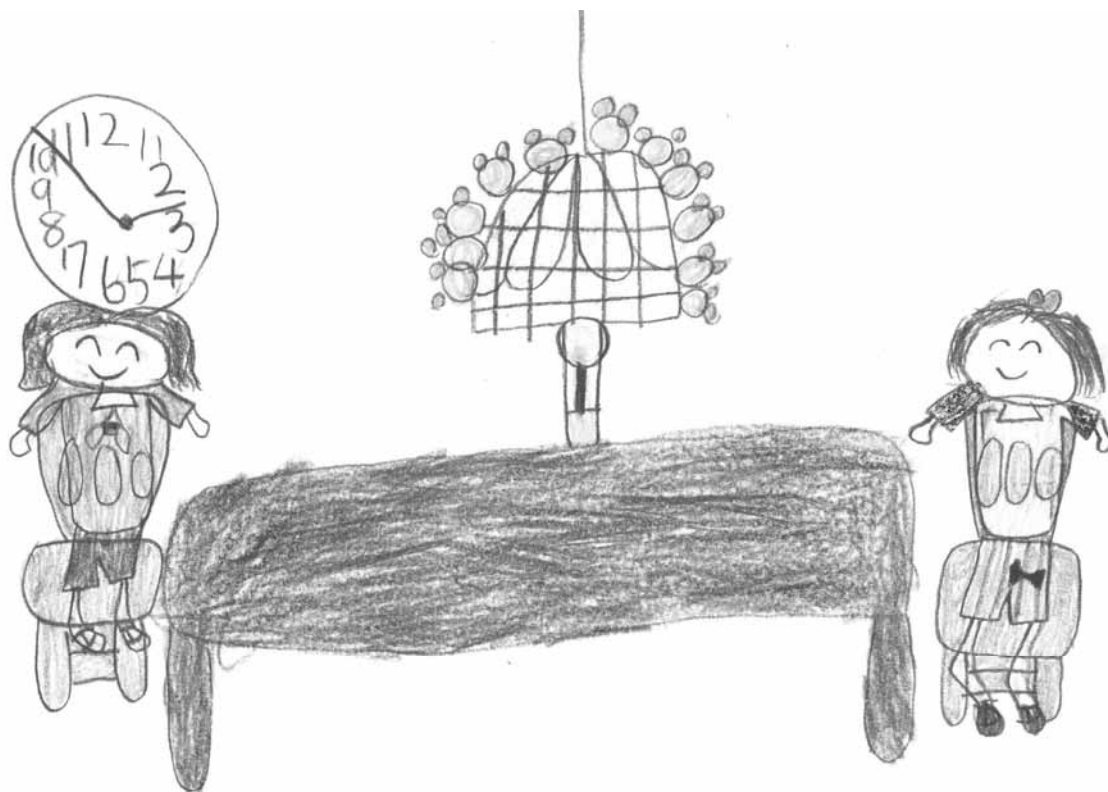


第5章 個別施策の展開
Ⅱ－方針2)
(5) スポーツ活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
① 市民の森 ふれあいホール	■多数の市民の意向を踏まえ、スポーツ・文化・芸術など様々な分野で利用できる市民交流の拠点として、平成24年度に開設した施設。 ■平成26年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを交えた管理運営が始まった。	■市民交流の活性化には、従来の交流事業等にとられず、新しい市民の交流を形成していく必要がある。様々な事業展開が必要であり、市民ニーズにあった交流事業を展開していく。 ■子どもたちがより多くスポーツに触れる機会を創出していく。 ■指定管理事業者による自主事業が展開され、更なる市民の活気あるふれあいの場を提供していく。	文 化 スポーツ課
② スポーツ推進 委員	■地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。 ■地域からの指導者派遣、協力依頼は、地区担当者（市内3地区）を中心にスポーツ推進委員会全体（24名）で積極的に応える。	■日野市発のニュースポーツであるハンドロウルを使って、障害者スポーツへのアプローチを行っていく。 ■1人でも多くの市民に外に出てスポーツを実践してもらうためのきっかけづくりとして、ウォーキング事業の見直しも検討していく。	文 化 スポーツ課
③ 子どもの 体力向上の ための様々な 環境づくり	■以下の事業を基本とし、子どもたちの体力向上を図る。 ①ロープジャンプ小学生大会 ②南平体育館の改修 ③遊び場・運動広場 ④市民体育大会 ⑤日野スポーツスクール	■運動好きな子どもを増やすため、教育委員会と連携し学校間の垣根を越えたロープジャンプ大会を実施。 ■幅広い市民ニーズに応えられる地域体育施設として南平体育館の大規模改修を検討。 ■地域に根差した子ども等の「遊び場・運動広場」の適切な管理を行う。 ■競技スポーツ活動の成果発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民体育大会を実施。 ■子どもも対象とした、卓球・バドミントンなどの室内種目の初心者向けスポーツ教室を日野市体育協会の協力のもと実施。	文 化 スポーツ課
④ 校庭などの 芝 生 化	■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切に心身の養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（左記3校は東京都補助事業）日野第2小学校ほか3校（敷地の一部を整備。）	■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。	庶 務 課

第5章 個別施策の展開
Ⅱ－方針2)
(5) スポーツ活動の充実

事業	内容	方向性	担当課
⑤ 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた体力・運動能力向上	■2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養う。	■アスリートによる本物体験授業等を実施。 ■子どもたちがスポーツに親しみ、継続的に取り組む動機づけとなる事業を実施。	学 校 課





Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち

方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

施策の方向(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援

事業

- ①市民活動(NPOなど)の支援
- ②ひの市民活動支援センター設置・運営

} p.104

施策の方向(2) 地域で推進する子どもの健全育成

事業

- ①民生委員・児童委員(主任児童委員)
- ②子ども会などへの支援
- ③地区青少年育成会の活動
- ④青少年委員の活動
- ⑤青少年問題協議会
- ⑥子ども・子育て支援会議
- ⑦手をつなごう・こどもまつり

} p.105

} p.106

} p.107

施策の方向(3) 地域と学校の連携

事業

- ①コミュニティ・スクール運営事業
- ②ホームページでの学校情報提供
- ③学校地域支援本部
- ④地域の人材を活用した教育の充実(外部指導員など)

} p.107

} p.108



施策の方向(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動(NPOなど)の支援

地域全体でそこに住む子どもを育てていくという意識づくりを進め、地域におけるしっかりとした子育て支援体制を充実していくことが非常に重要です。

地域ぐるみで子育てに取り組むためには、子育て支援に関するNPO法人等の市民活動団体の力は必要不可欠になっています。

今後も継続して、市民活動、市民の手による子育て支援の強化、地域コミュニティ活動の推進などの充実を図っていきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 市民活動(NPOなど)の支援	■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。 ■市民活動の財源確保のための支援。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施) ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	■妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	地域協働課
② ひの市民活動支援センター設置・運営	■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。	■ひの市民活動団体連絡会との協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。	地域協働課

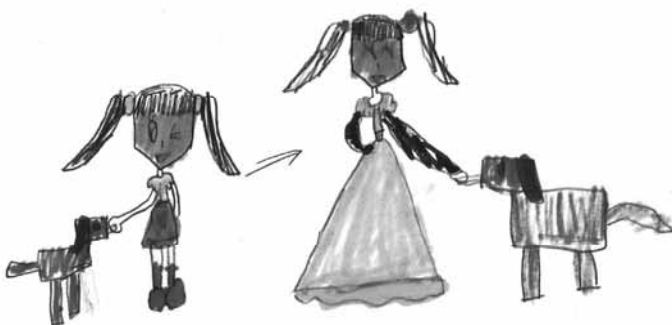


施策の方向(2) 地域で推進する子どもの健全育成

地域においては、市民ボランティアや地域団体、NPO法人など様々な活動主体により、子育て支援や子どもの見守り、児童虐待の予防、地域福祉などの多様な活動に取り組みられ、子どもや青少年、子育て家庭の大きな支えになっています。一方、これらの活動を担う新たな人材の確保が困難であったり、特定の人に負担が偏るなどの課題も見られます。

地域活動に取り組む裾野を広げるために、様々な活動主体が相互に連携し、役割分担しながら、一層効果的で広がりのある活動を進められるよう、行政としても支援していくことが重要です。

事業	内容	方向性	担当課
① 民生委員 ・児童委員 (主任児童委員)	■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。 ■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。	■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、適切な関係機関へつなぎ問題解決に努める。児童の健全育成や母子保健推進のため、地域活動に協力する。 ■児童委員のうち主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。	福祉政策課
② 子ども会などへの支援	■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(平成26年現在72団体) ■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。 ■ふれあいホール三世代交流館集会室1-2を活動場所として貸し出している。	■今後も同様の支援を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。	子育て課
③ 地区青少年育成会の活動	■中学校地区(8地区)ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。 ■8地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。 ■【経過】 昭和39年7月 日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。 平成2年4月から日野市地区青少年育成会となる。 平成18年4月より日野市青少年育成会連合会を発足。	■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区(8地区)ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。	子育て課



第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針1)

(2) 地域で推進する子どもの健全育成

事業	内容	方向性	担当課
④ 青少年委員の活動	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。(任期2年) ■「みんなの遊・友ランド」の企画・運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■青少年委員制度として昭和35年発足。	■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。 ■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人達と触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。 ■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。	子育て課
⑤ 青少年問題協議会	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■委員数24人(平成27年3月31日現在)	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関として、引き続き、青少年を健全に育成していくための調査審議を行っていく。 ■時代に即した協議会のあり方を検討していく。	子育て課
⑥ 子ども・子育て支援会議	■子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。 ■委員構成 委員20人以内 ①子どもの保護者。 ②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。 ③市内の民間企業の事業主を代表する者。 ④市内の民間企業の労働者を代表する者。 ⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。 ⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。 ⑦関係行政機関の職員。 ⑧その他市長が必要と認める者。 ■所掌事務 ①特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関すること。 ②特定地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定に関すること。 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。 ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。	■新!ひのっ子すくすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、PDCAサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めていく。 ■幅広い委員構成であるため、会議を活用し、以下の取り組みを実施。 ①仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進などの広報、啓発。 ②法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発。 ③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等。	子育て課

(2) 地域で推進する子どもの健全育成 (3) 地域と学校の連携

事業	内容	方向性	担当課
⑦ 手をつなごう・こどもまつり	■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。 ■【経過】 平成3年度 日野市青少年育成市民交流集会発足。 平成6年度「WA I WA I ワールド〜じどうかんまつり〜」を実施。 平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15年度 万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。	■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。 ■子どもたちの主体的な活動を通じた自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。 ■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。	子育て課



施策の方向 (3) 地域と学校の連携

学校は、教育の場でありながら、子どもが共同や集団に触れ、社会人としての基礎を形成していく大切な場でもあります。社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力が重要となっています。

地域の声を活かし、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことが必要になっています。学校が地域に積極的に関わることで、保護者、地域住民との信頼関係が深まり、地域の教育資源や人材を教育活動に活かすことができるなどの効果が期待されます。

事業	内容	方向性	担当課
① コミュニティ・スクール運営事業	■コミュニティ・スクールは、地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを実現する仕組みであり、平山小と東光寺小で導入。（平成26年度現在）	■今後の他校への導入については、学校や地域の意向を尊重しながら検討していく。	学 校 課
② ホームページでの学校情報提供	■ICT活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	学 校 課

第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針1)

(3) 地域と学校の連携

事業	内容	方向性	担当課
③ 学 校 支 援 地 域 本 部	■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。 ■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。 ■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」などを実施。	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。	生涯 学習課
④ 地域の人材を 活用した教育 の充実 (外部指導員など)	■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	生涯 学習課





方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

施策の方向(1) 安全、安心なまちづくりの推進

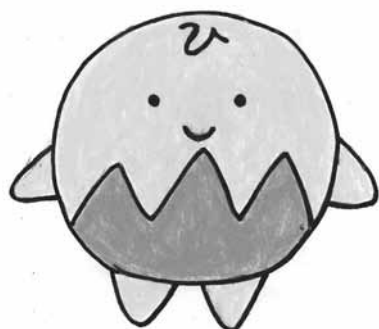
事業

- | | | |
|-------------------|---|-------|
| ①通学路など登下校の安全確保 | } | p.110 |
| ②学校防犯カメラ | | |
| ③スクールガードボランティア | | |
| ④セーフティ教室 | | |
| ⑤不審者情報などメール配信サービス | } | p.111 |
| ⑥あいさつ運動 | | |
| ⑦自主防犯組織育成支援事業 | | |
| ⑧市内安全パトロール | | |
| ⑨「こどもを守るネットワーク」事業 | | |

施策の方向(2) 子育てしやすいまちづくり

事業

- | | | |
|---------------------|---|-------|
| ①住宅マスタープランの推進 | } | p.112 |
| ②公園探検隊事業 | | |
| ③通学路の整備 | | |
| ④第二次日野市交通バリアフリー基本構想 | } | p.113 |
| ⑤まちづくりマスタープランの推進 | | |



第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針2)

(1) 安全、安心なまちづくりの推進

施策の方向（1）安全、安心なまちづくりの推進

子どもたちが健やかに育つためには、安全・安心なまちでなくてはなりません。日野市では、子どもたちにとって身近な空間である学校を基本とし、登下校時の安全確保、交通ルールやマナー教育、通学路の安全確保などの取り組みを進めています。また、あいさつ運動やスクールガードボランティアなどを通じて家庭・学校、地域が連携して日常的、継続的に子どもを見守る活動を展開しています。

しかし、依然として子どもや青少年が犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たず、昨今では、インターネットや携帯電話を活用したサイバー犯罪が増加するなど、犯罪の手口もより複雑化、巧妙化しています。学校と保護者などが警察と連携しながらメールなどを活用して、情報の共有を図ることで、犯罪などの発生防止や子どもを守る取り組み活動を強化していく必要があります。

子どもたちを交通事故や犯罪の被害などから守るためには、親など保護者や子、地域住民それぞれが防災、防犯・安全への関心を高め、自ら判断し、すすんで行動し、人々が支え合う環境や体制をつくる必要があります。

事業	内容	方向性	担当課
① 通学路など登下校の安全確保	■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検をPDCAサイクルにより行っていく。 ■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。 ■児童またはPTAが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	■平成27年度から日野市通学路交通安全プログラムが始動するため、このプログラムの円滑な運用に取り組んでいく。 ■モデル校の通学路に防犯カメラを設置し、課題を整理しながら、さらなる設置を検討し進めていく。 ■学校家庭地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	学 校 課
② 学校防犯カメラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	庶 務 課
③ スクールガードボランティア	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの大人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子どもたちを見守っていただくボランティアのこと。 ■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証を貸し出す。	■市内の小学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているので、さらなる拡がりを見せるような事業展開を行っていく。	庶 務 課

第5章 個別施策の展開
Ⅲ－方針2)
(1) 安全、安心なまちづくりの推進

事業	内容	方向性	担当課
④ セーフティ教室	■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。 ■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校で年1～2回実施。保護者、地域の方との意見交換会を実施している。 ■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	学 校 課
⑤ 不審者情報などメール配信サービス	■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、不審者出没や災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。 ■提供する情報は、①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報 ③防災安全情報 ④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。	■当初は緊急性の高い情報だけを取り扱っていたが、発信先の間口が広がることによりその他の防災情報・生活情報等の提供要望も多いので、担当窓口の一本化を図るよう調整を行い、より使いやすく有益な情報発信ができるようなシステムを構築する。	庶 務 課
⑥ あいさつ運動	■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。 ■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。 ■具体的には、奇数月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。 ■小中学校にあいさつ運動ののぼり旗を掲げている。	■地域の大人同士がつながり、大人と子どもが互いに顔の見える関係づくりが進んでいるが、依然として子どもが巻き込まれる痛ましい事件の報道が後を絶たない現状もある。 ■より多くの地域の皆様に関わっていただけるよう、参加しやすいきっかけづくり、関係機関と連携し防犯意識をさらに向上することなどが課題。 ■子どもたちが、地域の大人に見守られているという安心感の中で成長できるよう、さらに地域のつながりを広げていきたい。	子育て課
⑦ 自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	■自主防犯組織の新規結成を促進するとともに、既存組織の更なる活性化を図る。	防 災 安 全 課
⑧ 市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った監視庁OBによる犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施することにより、各種犯罪の抑止、及び防犯体制の強化を図る。	■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	防 災 安 全 課
⑨ 「こどもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	■引き続き、継続実施する。	防 災 安 全 課

施策の方向（2）子育てしやすいまちづくり

子どもたちや子育て家庭が日々生活するうえで、まず、住宅や居住環境が安全で快適であることが大切です。子育て家庭が都市の利便性や職住近接、三世代の同居近居などの利点を享受しながら快適に暮らせるよう、道路や公園の整備など、市民の声を直接活かしながら整備することで、「子育てしたいまち・しやすいまち日野」に近づきます。

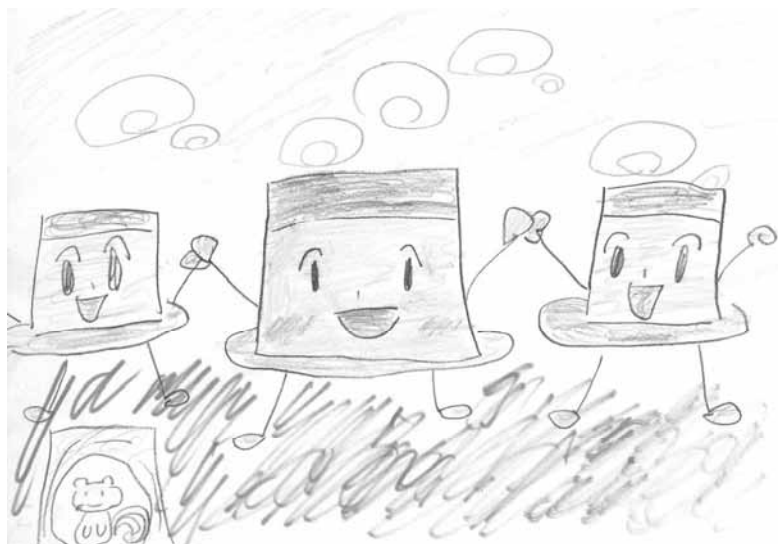
このため、ユニバーサルデザインに基づく整備、市民による道づくりの推進、市民参加（公園探検隊など）による公園デザインにより、「子育ての場となる道路・公園づくり」に取り組みます。

事業	内容	方向性	担当課
① 住宅マスタープランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■国と都が策定する住生活基本計画を踏まえ、平成26年度中に日野市の住宅マスタープランの改訂を行い、住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	都市計画課
② 公園探検隊事業	■地域の特性を生かした市民が利用しやすい「特徴ある公園づくり」及び公園管理などの見直しを市民参画で推進する。	■平成22年度までの9年間、市民とともに公園マップの作成やバリアフリー調査などを行い成果をあげてきた。 ■メンバーの高齢化や転出に伴い、近年は組織が消滅している状況を踏まえ、方向性について検討していく。	緑と清流課
③ 通学路の整備	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■平成26年度末に策定予定の(仮称)通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。	道路課



第5章 個別施策の展開
Ⅲ－方針2)
(2) 子育てしやすいまちづくり

事業	内容	方向性	担当課
④ 第二次 日野市交通 バリアフリー 基本構想	■第二次日野市バリアフリー基本構想に指定されている路線について計画的に整備を行っていく。 ■市では市民だれもが自らの意思であらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、重点整備地区を中心に全市のバリアフリーネットワークの形成を目指すもの。また、ハード面のバリアフリー化だけでなく、情報提供のルールや仕組み等のソフト面のバリアフリー化、関係者の援助やマナーの向上等のハート面のバリアフリー化（心のバリアフリー化）を行う。	■第二次日野市バリアフリー基本構想に基づき、平成25年3月に第二次日野市バリアフリー特定事業計画を策定し、具体的な整備内容について取りまとめた。本特定事業計画に基づき進行管理を実施していく。	都 市 計 画 課
⑤ まちづくり マスタープラン の推進	■現行のマスタープランについて、策定後の社会経済情勢の変化や、日野市を取り巻く環境変化等を踏まえるとともに、その後の行政施策の状況、地域の要請の変化等に対応するよう、3か年でまちづくりマスタープランの改訂作業を行う。	■「まちづくりマスタープラン」を推進するために「まちづくり条例」を施行。このマスタープランと条例は日野市のまちづくりの基本となるものであり、ひのっ子すすくプランを推進していく上で「まちづくり」という側面から推進していく必要がある。	都 市 計 画 課





Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

施策の方向(1) 家族のふれあいを促進

事業

- ①家族ふれ愛の日の啓発(写真展)
- ②親子ふれあい事業
- ③家庭教育学級

} p.115

施策の方向(2) 異年齢交流の促進

事業

- ①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ
- ②ジュニアリーダー講習会

} p.116

施策の方向(3) 子どもの人権意識の醸成

事業

- ①道徳授業地区公開講座
- ②人権教育推進委員会
- ③心の教育(いじめ防止基本方針)
- ④高齢者との交流
- ⑤子ども条例の推進
- ⑥いのちの学校

} p.117

} p.118



施策の方向(1) 家族のふれあいを促進

インターネットや携帯電話などの便利な情報伝達手段の利用が広がり、人と人とのつながりが希薄化するとともに、同年齢・異年齢の仲間や地域の人たちとの密接なつきあいは少なくなってきました。このことは、子育てを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

このような中で、子どもの成長にとって家庭の役割（家庭は家族の温かい愛情に育まれ、心身の健やかな成長を図る場であり、大切な安らぎの場）がいかに重要であるかを再認識するとともに、家族のふれあいを通して、心のかような家庭づくりが推進できるよう、地域社会が家庭に働きかけられる、親しみやすく実践しやすい活動を推進していきます。

事業	内容	方向性	担当課
① 家族ふれ愛の日の啓発(写真展)	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成20年度開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかような家庭づくりが推進できるよう啓発していくことが提言された。 ■具体的には、家族ふれ愛写真展を毎年開催し、受賞作品を基に啓発ポスターを作成し、市内公共機関等に掲示している。	■東京都が定めている「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。	子育て課
② 親子ふれあい事業	■親子のふれあいを促進するため、3～4か月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。	健康課
③ 家庭教育学級	■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	生涯学習課

施策の方向(2) 異年齢交流の促進

自ら親になるまで子どもの世話をした経験のない人が増え、身近に子育てを支えてくれる人や気軽に相談できる人も少なくなっています。このため、実際に親になった時に、育児情報だけを頼りに育児をし、現実の問題への対応が困難になるなど、子育て家庭の負担が高まっている状況もあります。このため、中・高校生の段階において、乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通じて、次の命を慈しむ心を育てる機会をつくる必要があります。

また、地域の異世代と自然体験を通じた感動体験や成功体験を通じて、仲間同士で支えあったり、自分より年齢が下の子どもの支援に関わるなど、自らが主体的に参加することが、生きる力を育むことにつながります。

第5章 個別施策の展開

Ⅳ－方針1)

(2) 異年齢交流の促進 (3) 子どもの人権意識の醸成

事業	内容	方向性	担当課
① 幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。	保育課
② ジュニアリーダー講習会	■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。年10回実施（平成26年度） ■効果 企画・運営を大学生・高校生のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」 ■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。	■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子どもたちの体験活動の充実を図る。 ■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。 ■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っていく。	子育て課



施策の方向 (3) 子どもの人権意識の醸成

21世紀を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、市民全ての願いです。そのためには、家庭や地域、学校、職場などが一体となって子どもの立場に立った施策を進めていく必要があります。

近年、少子化や核家族化が進み、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など、子どもが育まれる家庭や地域環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、体罰、少年非行などの問題行動や不登校、危険ドラッグなどの薬物乱用の低年齢化、「援助交際」や児童ポルノなどの性の商品化など子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

こういった問題の背景には、家庭・社会環境の変化といった要因のほか、保護や教育の対象としてのみ見ることなどによって子どもの主体性や社会性の欠如を招いているというようなことも要因として考えられます。

子どもが1人の人間として人権が最大限に尊重され、自分の意見を表明することができ、自己実現が図ることができるよう、子どもの人権が保障される社会の実現に取り組みます。

第5章 個別施策の展開
Ⅳ－方針1)
(3) 子どもの人権意識の醸成

事業	内容	方向性	担当課
① 道徳授業 地区公開講座	■全ての小・中学校で学校、家庭、地域社会との連携により開催している。継続して、道徳授業の質の向上と公開講座の開催方法の工夫等を図り、さらに事業を充実させていく。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。	学 校 課
② 人権教育 推進委員会	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■東京都の人権尊重教育推進校指定を受けた日野第四小の取り組みを広めるとともに、人権教育推進委員会を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。	学 校 課
③ 心の教育 (いじめ防止基本方針)	■自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実を図り、道徳性を養い、相手を思いやり、社会に貢献する力を育む。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。 ■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。 ■動物ふれあい訪問事業を実施する。	学 校 課
④ 高齢者との交流	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。	学 校 課
⑤ 子ども条例 の推進	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指す、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。 ■【策定までの経過】 ①平成13年から職員によるプロジェクトチームで「子どもの権利条例」づくりを検討。 ②平成14年に市民の意見を取り入れるため、市民を公募。応募した市民（おとな会議23名）と職員が3年間で108回の会議を実施。公募で集まった子どもたち（8名）からも意見をもらい、条例の元になる案を作成。 ③平成18年8月にパブリックコメントを実施。 ④平成20年6月議会に上程。 ⑤平成20年7月1日条例を施行。	■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのっ子すくすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議にその役割を位置づけていく。	子育て課

第5章 個別施策の展開

Ⅳ－方針1)

(3) 子どもの人権意識の醸成

事業	内容	方向性	担当課
⑥ いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが人を大切にし、かけがえない「命」の大切さを考えてもらう事業を実施。	■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2～3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、PTAの方にも参加していただき考えてもらう。	セーフティネットコールセンター

